

NPO通信 (Vol.8)



～NPO法人の運営、実情、注意事項等に関する情報をお届けします～

News① 申請書類への押印が廃止になりました！

令和3年7月9日に「千葉市特定非営利活動促進法施行条例施行規則」の改正を行い、千葉市が定める様式から押印欄を廃止しました。

つまり・・・**今後は申請書類への法人印の押印は不要**となります！



電子メールでの提出も可となりますので、下記アドレスまでご提出もしくはお問い合わせください！

問い合わせ先：chiba.npo-houjin@city.chiba.lg.jp

※引き続き郵送での提出も受け付けておりますので、データ添付できない書類などについては郵送でご提出ください。

News② 令和3年6月に特定非営利活動促進法の改正がありました！

法改正に伴い、以下の内容について改正がありましたのでお知らせします。

1. 全てのNPO法人に関する改正

- (1) 所轄庁が行う認証申請（設立・定款変更等）の縦覧期間が、「1月間」から「2週間」に短縮。
※なお、千葉市の場合は縦覧期間が既に「2週間」であったため、これに伴う変更はありません。
- (2) 設立認証申請時や請求があった場合に、**所轄庁**が公表・閲覧等を行う「役員名簿」「社員名簿」について、個人の住所・居所の記載部分を公表等の対象から除く。

2. 認定・特例認定NPO法人に関する改正

- (1) 請求があった場合に、**認定・特例認定NPO法人**が閲覧させる「役員名簿」「社員名簿」について、個人の住所・居所の記載部分を公表等の対象から除く。
- (2) 提出書類の削減について
 - ・「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類について、所轄庁への提出は不要。
 - ※ただし、引き続き「書類の作成」「事務所への備え置き」「事務所における閲覧」については、義務とされています。
 - ・「役員報酬規程」「職員給与規程」について、既に提出されているものから内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要。

詳しくは内閣府NPOホームページをご確認ください。

NPO法人 法改正



で検索！

裏面もご覧ください。

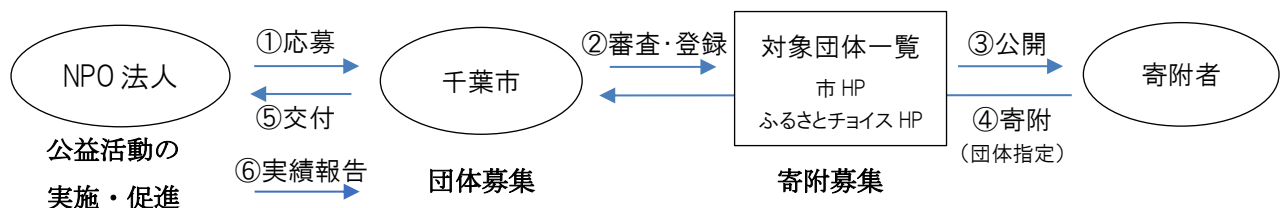
News③ 「千葉市まちづくり応援寄附金」への登録団体を募集しております！

新型コロナウイルス感染症拡大による活動の自粛等で影響を受けた“まちづくり団体を応援する”ため、そして“まちづくりの活性化”を目指して、「千葉市まちづくり応援寄附金（愛称：まち寄附）」を昨年10月より開始しております！この制度を活用して、是非千葉市を盛り上げていきましょう！

■まち寄附とは？

寄附者が、一定の要件を満たした対象団体の中から、応援したい団体を指定して寄附ができる千葉市の新しい制度です。ふるさと納税を経由して団体へ寄附することで、寄附者は税控除を受けることができ、指定された団体は、いただいた寄附金を公益的なまちづくり活動へ活用します。

まち寄附では、いただいた寄附金をより多く活動にあてるため、お礼の品のご用意はありません。



詳しくは千葉市HPをご確認ください。



千葉市まちづくり応援寄附金



で検索！



News④ 事業報告書等の提出、忘れていませんか？

NPO法人は、**毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書等を所轄庁（千葉市役所市民自治推進課）に提出しなければなりません！**※活動を行っていない場合も、その旨記載した事業報告書のご提出が必須です。

提出を怠ると…

- ▶ 役員に**過料**を科される場合があります。
- ▶ 3事業年度連続して未提出の場合、**設立認証の取消し**となる場合があります。

事業報告書の提出を忘れていないか、今一度ご確認ください！！

各種申請書類や要綱は市HPにてダウンロードできます。

千葉市 NPO法人 事業報告



で検索！

書類のご提出・お問い合わせ先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 本庁舎8階

千葉市 市民局 市民自治推進部 市民自治推進課

TEL 043-245-5664 FAX 043-245-5665 Mail chiba.npo-houjin@city.chiba.lg.jp

